

医療法人制度改革の基本的な方向性について(主な論点の整理)

1. 社会保障制度と医療法人に求められる将来像

21世紀の我が国社会は、何よりもまず、個人が一人ひとりの能力を十分に発揮し、自立して尊厳を持って生きることのできる社会にしなければならない。

あわせて、広く国民を対象にし、個人の責任や自助努力では対応し難いリスクに対して、社会全体で支え合い、個人の自立や家庭の機能を支援し、健やかで安心できる生活を保障することを目的とする社会保障制度は、不可欠なものである。

このように、社会保障なくして国民生活の安定は望めない。また、21世紀において我が国が目指すべき社会を形作ることにはできない。つまり、社会保障は、個人の自立、自助努力を基礎とした国民連帯の中心として位置づけられるものであり、社会保障を提供する主体も広く国民を対象にして、個人の責任や自助努力では対応し難いリスクに対し、個人の自立や家庭の機能を支援し、健やかで安心できる生活を保障するという高い使命を果たすものである必要がある。

一方で、社会保障のサービス領域の拡大に伴い、社会保障のサービスを提供する多くの主体は、自ら雇用市場を創出しているほか、国民の「安心感」を醸成し、消費活動を支え、特に経済が悪化した場合においては、消費を安定化させる効果をもっている。つまり、社会保障を提供する主体は我が国の経済に多大に寄与していることも理解されなければならない。

経済成長が社会保障制度を支え、社会保障が需要創出を通じて経済成長に寄与するという相互の密接な依存関係を考えれば、将来にわたり望ましい社会保障制度を維持し得る活力ある経済の実現が求められよう。そういう面で社会保障は民間の活力を基に、活性化に寄与できるようにする必要がある。

以上のような社会保障制度の役割を考えると、今後の地域医療提供体制の有力な担い手としての医療法人については、引き続き非営利として社会保障制度の一翼を担うことにより、地域で質の高い効率的な医療を提供することが求められる。このためにも、制度創設後50年以上を経過した医療法人については、

非営利性・公益性の徹底による国民の信頼の確立

効率的で透明な医業経営の実現による医療の安定的な提供

を柱に改革を推進する必要がある、具体的には次のような改革の論点があると考ええる。

2. 医療法人制度の改革の方向(主な論点)

・非営利性を徹底すること

社員の退社時における剰余金の分配や解散時の残余財産の分配などについて事実上の配当とみなされる持分あり社団医療法人と非営利性との整合性を図るため、特定医療法人・特別医療法人制度に関する抜本的な改革を通じて、より移行しやすい新たな持分なし医療法人制度(以下「認定医療法人」という。)を創設することとしてはどうか。

医療法人の財政基盤としての剰余金の使途については医療法に明確に規定することによって、医療法人の非営利性をより鮮明にするとともに、剰余金はすべて医療に再投資することによって地域に還元することとし、特定の個人や団体に帰属させるものではないことを明らかにしてはどうか。

医療法人の非営利性をより鮮明にするため、株式会社など営利法人や個人から資金の支援を受けている場合、医療法人は支援を受けた者の名称等を開示することとしてはどうか。

医療法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、他の医療法人、国又は地方公共団体であることを原則としてはどうか。特に、認定医療法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、他の認定医療法人、国又は地方公共団体でなければならないとしてはどうか。

認定医療法人の経営を実質的に担う役員(理事及び監事)の報酬については、認定医療法人の資産・収入の状況からみてあまりに多額になった場合には、認定医療法人が行う事業に支障が生じる可能性があることから、認定医療法人が定める役員に対する報酬等の支給基準について開示することとしてはどうか。

・公益性を確立すること

住民にとって望ましい医療については、都道府県が作成する医療計画に位置づけることとし、その医療を認定医療法人が担うことによって、医療の公益性を確立することとしてはどうか。あわせて、地域の医療ニーズに対応するよう都道府県が作成する医療計画については定期的に見直すようにしてはどうか。

医療計画に位置づけられる医療については認定医療法人の積極的な役割を期待し、特定の分野の医療を担う主体として、認定医療法人を公的医療機関とともに位置づけてはどうか。

効率性が向上し、透明性が確保された民間非営利組織である認定医療法人が担う医療については、既存の自治体病院をはじめとする公的医療機関が担う公益性の高い医療と何ら違いはないことから、認定医療法人が公的医療機関の経営を積極的に担うことができるようにし、もって公的医療機関の経営効率を高めることとしてはどうか。

認定医療法人が行う公益性の高い医療については、当該認定医療法人の事業規模のうち一定の範囲以上占めることとしてはどうか。

・効率性の向上を図ること

医療法人がその理念に基づき自らの医療機関の機能や役割を明確化し、合理的かつ効率的な取組を行うことができるよう経営管理機能の強化を図るべきではないか。

医療法人の理事会の役割を強化し、理事会の権限を明確にするべきではないか。あわせて、診療部門とは別に組織横断的な経営管理部門を設置し、経営管理の観点から組織全体を統括し、理事会を支える役割を担わせるべきではないか。

医療法人の経営を実質的に担う役員(理事及び監事)について、それぞれの役割を明確にしてはどうか。その際、役員の実質的な責任の及ぶ範囲についても同様に明確にしてはどうか。

医療法人の利益が害されることを防ぐため、社団医療法人の社員による役員に対する代表訴訟制度を、公益法人の改革を例にしながら検討してはどうか。その際、濫訴防止の観点から、代表訴訟の制限に関する規定についても同様に検討してはどうか。

理事については同一親族等が理事会を実質的に支配することのないよう、例えば、同一の親族が占める割合等を理事数の3分の1以下とするといったことを検討してはどうか。

住民が望む公益性の高い医療を担う認定医療法人に関しては、より効率的な経営管理体制の在り方として、理事長要件の更なる緩和を検討してはどうか。

認定医療法人については、地域住民の意見や医業経営に貢献すると考えられる外部の専門家の知識や経験を経営に反映させる方策として、評議員会を設置してはどうか。

・透明性を確保すること

医療法人をより住民に身近な存在とするため、医療法人会計基準を作成し、医療法人の提供する医療サービスの基盤である財務の透明性を確保することとしてはどうか。

医療法人の財務については医療法人のグループ全体の状況を表すものとしてはどうか。

住民に対し、医業経営の情報の公開を推進することにより、医療法人の信頼を高めることとしてはどうか。

医療法人の財務状況や財務状況に関する情報(格付け情報など)を広告できるようにしてはどうか。

認定医療法人に関しては、住民に支えてもらうために、当該法人の提供する医療サービスに係る事業計画や事業報告を住民に公開することとしてはどうか。

認定医療法人については、地域住民の意見や医業経営に貢献すると考えられる外部の専門家の知識や経験を経営に反映させる方策として、評議員会を設置してはどうか。(再掲)

評議員会を構成する評議員については、同一の親族等が評議員会を実質的に支配することのないよう、例えば、同一の親族が占める割合を一定程度に制限することとしてはどうか。

認定医療法人については、財務状況が広く公開されること、公認会計士等の財務監査を受けているなど住民に対し透明性のある経営を行っていることから、行政において自己資本比率の規制を行う必要性について検討してはどうか。

・安定した医業経営を実現すること

認定医療法人については、証券取引法に基づく有価証券としての位置づけである債券(公募債)が発行できるものとし、住民や地域企業が資金面で支えるようにしてはどうか。

債券を発行することができる認定医療法人については、地域で安定的な医業経営を実現するために公認会計士等の財務監査を行うこととしてはどうか。

住民が望む公益性の高い医療を担う認定医療法人については税制上の優遇措

置を検討してはどうか。

認定医療法人については、住民や地域企業から寄附を受けやすいように税制上措置することにより、住民参加の機会を高めるとともに、住民や地域企業が認定医療法人を資金面で支えるようにしてはどうか。

認定医療法人が行う事業については、利益を医療機関の事業の充実に充てることを目的とした収益事業ができるようにするとともに、特別養護老人ホームの設置など施設サービスを含めた介護福祉事業も行えるようにすることによって、地域において医療から福祉までまたがる多様な事業展開が一貫してできることとし、もって住民サービスの向上につなげてはどうか。

認定医療法人が他の医療法人に対し運営面・資金面で支援できるようにすることにより地域で医療機能に応じた幅広い連携が推進されるようにし、認定医療法人を中心とした地域が望む効率的な医療提供体制の実現を図ってはどうか。

認定医療法人が保有する現金等については、経営上必要なものについて適正に管理され、かつ、処分がみだりに行われないことを条件として、預け入れ先に関する規制(国公債や確実な有価証券であることなど)を緩和し、リスク負担能力に応じた適切な分散投資を認めてはどうか。